

1 計画見直しの趣旨

- がんは、本県において昭和 52（1977）年から死因の第 1 位であり、人口動態統計によれば、平成 28（2016）年では年間 15,531 人の県民が、がんで亡くなっています。

また、国立がん研究センターの推計によれば、生涯のうちにがんにかかる確率は、男性女性ともに 2 人に 1 人とされています。

- 本県では、平成 20（2008）年度以降、第 1 期福岡県がん対策推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度）（以下「計画」という。）、第 2 期計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、がん対策を総合的・計画的に推進してきました。

この結果、がん診療連携拠点病院の整備、緩和ケア提供体制の強化、働く世代のがん患者支援の充実など一定の成果が得られましたが、がん検診受診率の目標値が達成できなかったこと等により、第 1 期計画からの 10 年間の全体目標である「がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の 20%減少」について、達成できませんでした。

- 国においては、平成 18 年 6 月の「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号。以下「基本法」という。）の制定、第 1 期（平成 19 年度～23 年度）「がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」、第 2 期（平成 24 年度～28 年度）基本計画の策定、平成 27 年 12 月の「がん対策加速化プラン」の策定を通じて、がん対策の充実が図られてきました。

平成 28 年 12 月には、がん患者（がん患者であった者を含む。）が、その状況に応じて、就労、教育など必要な支援を総合的に受けられるようにすることが重要との考え方から、基本法が一部改正され、平成 29 年 10 月に、第 3 期のがん対策の推進に関する基本計画が示されております。

- 本計画は、こうした国の動き、本県のがんの現状や前計画の達成状況を踏まえ、計画の見直しを行い、平成 30 年度から 6 か年のがん対策の推進に関する基本的な方針を明らかにするものです。

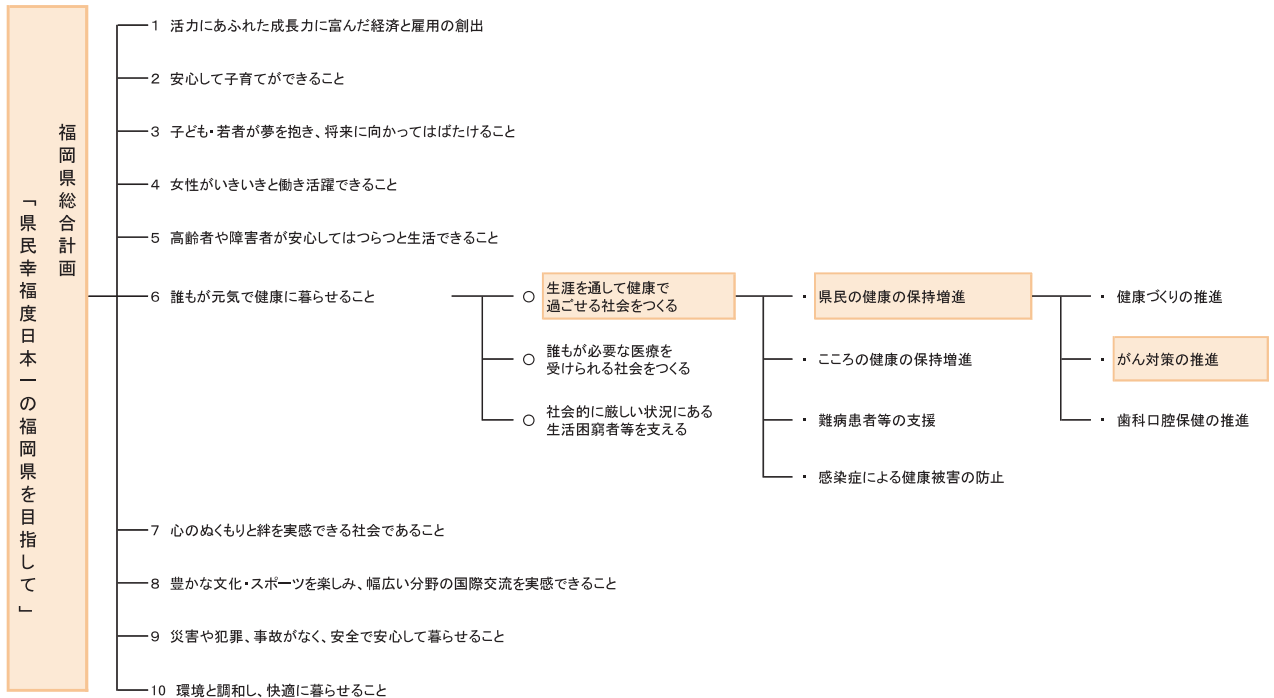
2 計画の位置づけ

- 本計画は基本法第 12 条に基づく都道府県がん対策推進計画であり、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定します。

また、本県の行政運営の指針である「福岡県総合計画」に掲げられた「福岡県が目指す姿」の「6 誰もが元気で健康に暮らせること」を推進するための

個別計画として位置づけます。

その実施にあたっては、福岡県保健医療計画や福岡県健康増進計画等との調整を図り、かつ連携しながら、本県のがん対策を推進します。



- また、本計画に基づき、県、市町村、がん患者を含めた県民、医療従事者、医師会等関係団体、検診機関、事業者、医療保険者及び患者団体を含めた関係団体等（以下「関係者等」という。）が一体となつてがん対策に取り組み、がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんを克服することを目指します。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年計画とします。